

令和7年度
海外 IT 人材確保基盤構築事業委託業務

企画提案仕様書

令和7年2月

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課

令和7年度海外 IT 人材確保基盤構築事業委託業務企画提案仕様書

1 委託業務名 令和7年度海外 IT 人材確保基盤構築事業委託業務

2 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の目的

県内 IT 企業等の人材不足の解消やグローバル展開のため、海外 IT 人材（外国人材）とのマッチングを促進する基盤の構築に向けた取組を実施する。

具体的な成果目標として、本委託業務による県内 IT 企業等への海外 IT 人材の就業内定者6名以上の確保を目指す。

4 委託業務の内容

前記3の成果目標の達成に向けて、以下の業務を実施する。

(1) 県内 IT 企業等が持続的に海外 IT 人材を確保するためのスキーム構築やノウハウ獲得のため、以下の業務を実施する。

ア 海外の人材送り出し機関等とのネットワークの構築・形成

2以上の国・地域（以下、「国等」という。）において、現地の行政機関やその関係団体、IT 関連団体、教育機関（大学、専門学校など）、職業紹介事業者等の人材送り出し機関等との連携・協力関係を構築・形成すること。

対象とする国等については、令和6年度事業で対象とした韓国及びベトナムを含むことを想定しているが、当該2カ国以外で人材確保の見込みが高いと考えられる国等があればその選定理由をできる限り定量的に示した上で提案することを可とする。

イ 県内における参加企業（IT 企業等）の募集

県内 IT 企業等が、海外 IT 人材活用に対する理解を深めるとともに、採用・受入体制構築に際して必要となる知識等を習得するための説明会を開催すること。

また、県内経済団体などの関係機関への協力依頼を行うとともに、開催告知用チラシやポスター等の作成・配布、新聞やテレビ等への広告掲載、Web サイトや SNS 等の活用、企業訪問などにより、参加企業の募集を行うこと。募集にあたっては、県内において国、市町村、教育機関、産業支援機関、民間事業者等が実施している取組と積極的に連携を図ること。

ウ 海外における求職者（IT 人材）の確保

エの合同企業説明会等の開催に向けて、アで関係構築した現地の送り出し機関等のネットワークを活用し、日本語能力を有し（日本語能力試験レベルN3以上が望ましい）かつ IT に関する知識を有する求職者を募集すること。

募集にあたっては、以下の取組を実施すること。

(ア) ポスターやチラシのほか、開催国において利用率が高い Web サイトや SNS 等による周知を行うこと。

(イ) 合同就職説明会等の開催前に求職者向けに事前説明会・セミナー等を実施し、本県に対する認知度の向上を図り、県内 IT 企業等とのマッチングの向上に繋げること。

エ 合同企業説明会等の開催

県内 IT 企業等が出展する合同企業説明会や大学等の教育機関における就職ガイダンス等を対象とするそれぞれの国・地域で各 2 回以上できる限り多く開催し、現地の送り出し機関等と協力して人材採用に繋がるようコーディネートすること。なお、企画提案者の主催に限らず、他の民間事業者等が主催する就職イベント等への出展も可とする。

また、求職者のニーズや費用対効果を鑑みながら、開催場所・開催方法を検討し、現地開催だけでなく、オンラインでの開催も併用すること。

このほか、開催にあたっては、以下の取組を実施すること。

(ア) 参加企業と求職者のマッチングが向上するように企画運営方法を工夫すること

(イ) 来場者が多く見込まれる就職イベント等においてブースを確保すること。

(ウ) 参加者及び参加企業へアンケート調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。

効果検証に当たっては、事業成果のとりまとめのほか、課題の洗い出しを行った上で取組の改善や新たな支援を行うこと。また、アンケート結果を踏まえた報告書を作成すること。

オ 海外 IT 人材のインターンシップ受入促進

海外 IT 人材を対象に、県内 IT 企業とのマッチングを行い、インターンシップの受入を以下のとおり支援する。

なお、インターンシップの参加者は、5 名以上とすること。

(ア) インターン生の募集・選考

事業目的・内容が明確に伝わるよう効果的な媒体による周知やイベント等への出展による事業説明を実施し、インターン生の募集・選考を行うこと。

提案にあたっては、募集及び選考について、海外現地の求職者（海外 IT 人材）の利用率が高い就活サイト等で情報発信を行うなど、効果的な方法（広報媒体、スケジュール等）を具体的に示すこと。

(イ) 受入事業者の募集・開拓・研修

インターンを受け入れる求人事業者（以下「受入事業者」という。）の募集・開拓を行うとともに、受入事業者に対して人材育成や定着を目的とした研修を行うこと。

A 募集・開拓

受入事業者の開拓にあたっては、募集説明会・事業所訪問等を行い人材確保及び人材育成に積極的に取り組む事業者の発掘を行うとともに、インターン終了後の継続雇用が見込まれる事業所を重点的に開拓するよう努めること。

募集・開拓方法（内容、活用する広報媒体、スケジュール、人員体制等）、見込まれる事業者数について、その理由とともに具体的に示すこと。

受入事業者は下記、ア～カの要件をすべて満たすものであること。

（受入事業者の要件）

- a インターンの指導員として適当な従業員がいること。
- b 従事する業務内容がインターン生に適していること。

- c 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に規定する安全、衛生その他の作業条件が整備されていること。
- d 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に定める接客業務受託営業でないこと、その他、適切でないと判断される営業でないこと。
- e インターンシップ実施に当たり、インターン生との間に短期雇用契約が締結できること。
- f インターン期間中、インターン生は受入事業者における社会保険、雇用保険、労災保険、厚生年金、及び健康（医療）保険等に加入すること。

B 研修

受入事業者向けに、人材確保・定着のノウハウ獲得に繋がる内容のセミナーもしくは説明相談を実施すること。

(ウ) インターンシップの実施

A インターン生と受入事業者のマッチング

- ・ インターン生と受入事業者とのマッチングを行うこと。マッチングに当たっては、インターン生との面談を通して、本人の希望や適性を見極めたいうで継続雇用となる可能性の高い企業とマッチングできるよう支援すること。

B 企業でのインターンシップの実施

- ・ 受入事業者に対し、事前にインターンシップの内容や指導体制、継続雇用となる要件（何をどこまでできればよいか）等について確認するなど、ミスマッチの防止やインターン生が継続雇用に向けてモチベーションを高めることができるよう工夫すること。
- ・ 受入期間については、受入企業とインターン生の双方で確認の上で決定すること。
- ・ インターンシップ開始前の座学研修について、インターン生または受入企業にニーズを確認しながら、適宜、実施すること。座学研修は、講師による講義を実施するとともに、オンデマンド型での配信も行うこと。
- ・ インターン期間中においては、インターンシップが円滑に実施できるようインターン生、受入事業者の双方へのヒアリング等により、意見・要望を確認し、必要な支援を行うこと。

(エ) インターン終了後の定着支援

終了後は、インターン修了生を対象としたフォローアップ支援及びその他必要な支援を実施すること。正社員化や社内でのステップアップに向けた課題の整理、インターン修了生及び受入事業者に対する職場定着に向けた助言等を想定しているが、他に離職防止や正規雇用化の促進に向け、効果的と考える取組があれば県と協議の上、実施すること。

(オ) アンケートの実施および報告書作成

インターンシップ終了後は、インターン修了生及び受入事業者へアンケート調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。効果検証に当たっては、事業成果のとりまとめのほか、課題の洗い出しを行ったうえで必要に応じ事業改善や新たな支援策の実施を検討すること。また、アンケート結果を踏まえた報告書を作成すること。

(カ) 関係機関等との連携

本事業の実施に当たっては、事業効果を高めるとともに、本県 I T 業界の人手不足の改善に向け相乗効果が得られるよう、県が実施する他の事業や、教育機関、 I T 関連団体、沖縄労働局、その他機関等と連携・協力すること。

(キ) インターン生の保険加入及び渡航費等支援について

A インターン生の保険加入について

インターン期間中は、インターン生を対象とした傷害保険、賠償責任保険に加入すること。
(保険については、インターンの実施方法を踏まえ、契約時に再度調整を行うこととする。)

B 渡航費等の支援について

インターン実施に当たっては、海外からの参加者へ往復渡航費（往復交通費＋宿泊費）を支給するものとする。（本島の参加者が離島の事業所でインターンシップを実施する場合の交通費も含む。）

支給要件については、別途県と協議の上定めるものとする。

(ク) インターン生への丁寧なサポート・定着支援等

- ・インターンシップ終了後は、技人国等のビザ取得、または正規雇用につながるよう、必要なサポートを行うこと。
- ・インターン期間中、インターン生からインターンシップ以外の生活面に関する相談があった場合、可能な限り相談に応じ、必要なサポートを行うこと。
- ・上記のサポートについて、必要に応じて専門的な機関への再委託も検討すること。

カ アフターフォローの実施

合同企業説明会・インターンシップ受入等で海外 IT 人材の採用が決定した県内 IT 企業等に対しては、受け入れに向けた現地での手続きや企業側での受け入れ準備等に関して随時相談対応等を行うこと。また、就業後の定着状況等についても確認を行うこと。

キ 事業報告会の開催

本委託業務の成果を周知し、県内 IT 企業等における海外 IT 人材の確保の機運を高めるため事業報告会を開催すること。

(2) 実施体制

委託業務を効果的、効率的に実施できる事務局の体制を構築すること。その際、以下の内容を履行すること。

ア 委託業務全体を掌理できる者 1 名を配置すること。

イ 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月 1 回以上、沖縄県庁またはオンラインにより取組全般に係る定例会を開催すること。また、毎月実施した相談対応やマッチングの状況等は、毎月取りまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

5 成果物

- (1) 成果物として、事業の成果を記載した実績報告書を紙媒体で 1 部及び電子媒体で提出すること（別途指示がある場合はその指示のとおりとする）。

実績報告書には、実施した業務内容のほか、成果に関する分析・評価、課題、次年度に向けた改善点等を記載すること。電子データは、情報更新が可能な編集データ及び PDF 形式で、長期

保存可能な DVD 等の媒体により提出すること。また、参加者名簿やアンケートの回答データや集計結果、使用した画像等の元データ等の関係資料一式を併せて提出すること。

- (2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - ② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- (3) 成果物の著作権及び著作権は、沖縄県に帰属する。第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。また、著作者人格権を行使しないこと。
- (4) 本事業により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

6 再委託の禁止について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、甲が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲 契約金額の 50%を超えない業務

その他、甲が再委託により履行することができる と決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲 資料の収集・整理 複写・印刷・製本
原稿・データの入力及び集計
その他、甲が簡易と決定した業務

7 その他

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方が協議して定める。